

盛岡労働基準監督署発表
令和7年9月18日

【照会先】盛岡労働基準監督署
副署長 飯野 洋司
第一方面主任監督官 鈴木 裕介
電話 019-604-2530

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

— 木材加工用丸のこ盤に係る危険防止措置を講じなかった疑い —

盛岡労働基準監督署（署長 八重樫祐一）は、本日、労働安全衛生法違反の疑いで、木製家具製造業を営む事業主を盛岡地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和6年12月25日、岩手県盛岡市川目町の作業場内において、労働者に木材加工用丸のこ盤を使用させて作業を行わせるにあたり、木材加工用丸のこ盤に歯の接触予防装置を設けず、もって機械等による危険を防止するための必要な措置を講じなかった疑い。

1 被疑者

被疑者：小川木工所 代表A
所在地：岩手県盛岡市川目町
事業内容：木製家具製造業

2 違反被疑条文 ※「関連条文一覧」参照

労働安全衛生法違反

同法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第123条（丸のこ盤の歯の接触予防装置）

同法第119条第1号（罰則）

3 被疑内容

労働安全衛生法では、木材加工用丸のこ盤に歯の接触予防装置を設けることにより、機械等による危険を防止するための必要な措置を講じることを事業者に義務付けていますが、事件発生当時、このような措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

関連条文一覧

○労働安全衛生法（昭和 47 年 法律第 57 号）（抄）

（事業者の講ずべき措置等）

第 20 条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 （略）
- 三 （略）

（罰則）

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、（中略）の規定に違反した者
- 二 （略）
- 三 （略）

○労働安全衛生規則（昭和 47 年 労働省令第 32 号）（抄）

（丸のこ盤の歯の接触予防装置）

第 123 条 事業者は、木材加工用丸のこ盤（製材用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く。）には、歯の接触予防装置を設けなければならない。